

箕輪町空き家片づけ事業補助金

補助金額：経費の1/1、上限10万円

これから入居する人：空き家バンク登録物件の片づけ
空き家をお持ちの人：登録のための片づけ費用の一部助成



対象となる建物

- 現在、誰も住んでいない一戸建住宅
- 店舗や事務所等を併用する住宅→居住箇所のみ
- 過去にこの補助金を受けていないこと
- その年度内に片づけ完了が見込まれるもの

(注)

- 若者世帯定住支援奨励金との併用不可
- 空き家改修等補助金との併用可
- 1軒に一度のみ

対象となる人

【これから入居する方】

※下記3項目とも該当する方が対象

- 空き家バンクを利用して、
売買または賃貸の契約を結んだ人
- 購入または借りた空き家に
2年を超えて居住する人
- 町税等を滞納していない人

【持ち主の方】

※下記2項目とも該当する方が対象

- 空き家バンクに登録
または登録を考えている空き家の
所有者
- 町税等を滞納していない人

対象となる経費

- 家財道具等の処分、運搬に係わる経費（消費税含む）
- 屋内外の清掃に係わる経費：敷地内の清掃、庭木の伐採

※国・県または町の他の制度の補助等の対象になる経費は除きます。
(同じ内容のものは対象外。)

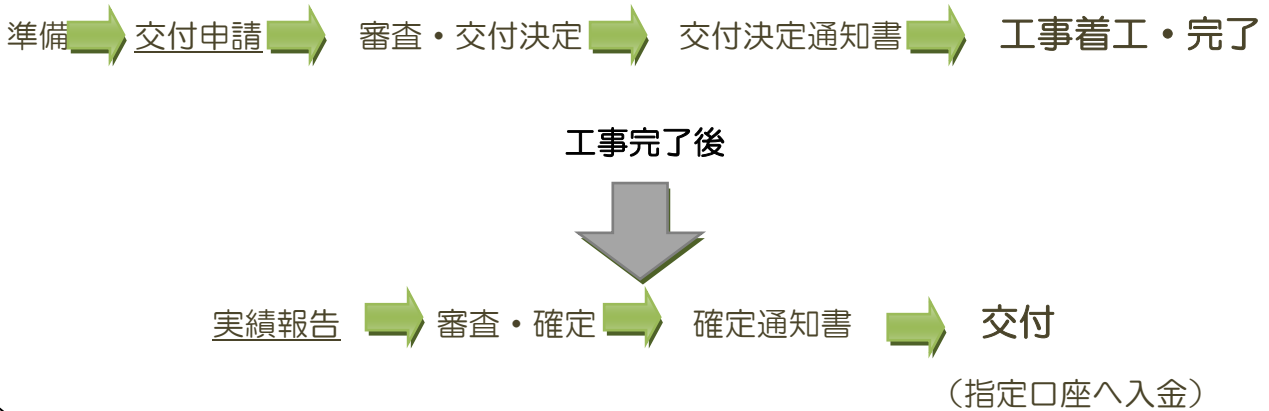


補助金額

経費の1/1の額 上限10万円（1,000円未満切り捨て）



手続きの流れ



①準備

□：片づけ内容と片づけ委託料の確認 □：申請書類（添付書類含む）の準備

②交付申請(書類提出)

【町からの書類】

- 交付申請書（様式第1号）
- 誓約書兼同意書（様式第2号の1）
↑ 空き家購入者の方
- 誓約書兼同意書（様式第2号の2）
↑ 空き家所有者の方

【ご用意いただく書類】

- 売買契約書/賃貸借契約書（写し）
↑ これから住む方
- 片づけ費用の見積書（写し）
- 片づけ前の写真

③審査・交付決定→確定通知書→工事着工→工事完了 (町から発送)

④実績報告（書類提出）

※片づけが終わってから1か月以内/年度末のいずれか早い期日までに報告

【町からの書類】

- 実績報告書（様式第4号）
- 請求書（様式第5号）

【ご用意いただく書類】

- 領収書等の支払いを証する書類（写し）
(↑片づけ費用の領収書。)
- 片づけ後の写真
- 当該物件に転入又は転居した住民票

⑤審査→確定通知書→交付（口座振り込み）

※確定通知書が届いてから1～2週間ほどで指定口座に振り込まれます。

補助金に関する Q&A

Q 空き家・空き地バンクに登録していない物件は、補助は受けられませんか？

A **空き家を購入した方**
空き家・空き地バンク登録していた物件のみ補助が受けられます。
空き家の所有者の方
空き家バンク登録が必要です。

Q 対象となる費用は？

A 居住に必要な以下の片づけが対象です。

- ・家財道具の処分費用
- ・屋内外の清掃
- ・庭木の伐採など

Q 箕輪町民でないと申請できませんか？

A 町外在住者であっても、町内に空き家をお持ちの方、町内の空き家を購入されたは申請できます。(要空き家バンク登録)

Q 所有する空き家に親族が住むことになったのですが、この制度を利用して片づけができますか？

A 一親等内での賃貸や売買、無償での貸付の場合は、対象になりません。

Q 申請書類は、どこで入手できますか？

A 次の場所から入手できます。

- ①箕輪町 HP からダウンロード
- ②箕輪町役場 U・Iターン推進係（1F 会計課横）で配布

Q 他の住宅関連補助金制度を申請していますが、申請できますか？

A ・他の補助金制度と重複していない片づけを行う場合は申請できます。
・改修費補助金との併用もできます。



【お問い合わせ】

箕輪町役場 企画振興課
みのわの魅力発信室 U・Iターン推進係
電話：0265-79-3153（直通）
Email：miryoku@town.minowa.lg.jp